愛知県美術館概要等制作業務　質問回答

No.	資料名	該当頁	質問内容	回答
1	仕様書	3	「著作権の帰属および譲渡範囲の限定について」 愛知県美術館概要等制作業務仕様書「6 権利について (1)」 07契約書（案）「第18条」について、文化庁等のガイドラインでは、受託クリエイターに対して「著作権の完全無償譲渡」を求める契約の見直しが推奨されております。文化・芸術の拠点たる貴美術館の精神およびクリエイターの適法な権利保護の観点から、仕様書「6 権利について (1)」の「第21条から第28条までに規定する権利の無償譲渡」について、以下のいずれかの運用をご検討いただくことは可能でしょうか。 ① 原則として著作権の「譲渡」は行わず、受託者に権利を留保したうえで貴機構に「利用許諾」を付与する形式。 ② 貴機構の規定上譲渡が必須である場合でも、譲渡範囲を限定し、「著作権法第27条（翻訳・翻案権） および第28条（二次的著作物の利用権）を除く」形とし、これらの権利を受託者側に留保する形式。 ※公募手続き上、仕様書本文の改定が難しい場合は、契約書「第18条」・仕様書「7その他(8)」に基づく「特約覚書」や「確認書」にて合意いただく形でも問題ございません。	今次成果物には、当機構として継続的に使用する広報物も含まれ、またロゴマークは今次制作の広報物以外にも幅広く展開する事が想定されることから、著作権法第27条・第28条も含めた仕様書の記載は現行のままとします。 なお、ロゴマークや広報物の利用許諾の範囲・条件等の詳細については本業務の受託者との間で別途協議して定めることとします。
2	仕様書	3	「第三者素材・商用フォント等の除外譲渡について」 「6 権利について (1)」について、デザイン制作に不可欠な市販フォント（欧文・和文）や有料ストック素材等は、各提供元の利用規約上「著作権そのものの第三者への譲渡」が禁止されており、利用許諾（ライセンス）のみが認められています。本項を文面通り適用すると、受託者が提供元の規約違反に問われる法的リスクが生じます。 つきましては、著作権譲渡の対象を「受託者が自ら独自に創作した部分」に限定し、市販フォントや素材集等の第三者が権利を有する著作物については「本業務の利用目的に応じた使用許諾（ライセンス）の提供にとどめ、著作権譲渡の対象外とする」旨を、仕様書または特約等にて明記いただくことは可能でしょうか。	著作権譲渡の範囲は「受託者が本業務にあたり独自に創作した部分」に限定されます。 なお、創作した成果物において商用フォントや素材等の第三者の著作物、その他の権利物が含まれる場合は、当該著作物を含むデザインの仕様が今回の業務目的に支障がないように対応を行ってください。 詳細は、本業務の受託者との間で別途協議して定めることとします。
3	仕様書	3	「著作者人格権の不行使特約の見直しについて」 仕様書「6 権利について (2)(4)」文化庁ガイドライン等においても著作者人格権の一方的な不行使特約の見直しが推進されています。 「一切の著作者人格権を行使しない」および「第三者への不行使」「承諾なき自由な改変への同意」は、将来的に貴機構以外の第三者（他社委託先等）によってロゴや制作物の意図が著しく損なわれる改変が行われた場合でも、制作者側がその作品性を守ることができなくなります。クリエイターの作品性・尊厳を守るため、原則として「著作者人格権の不行使特約は結ばない（条項除外）」ことを希望いたしますが、不行使条項を残す必要がある場合でも、「貴機構が美術館広報等の本来の業務目的を達成するために必要と認められる合理的な範囲（誤字修正、フォーマット調整、拡大縮小等）に限る」とし、デザインの本質に関わる改変については事前協議を要する形に見直していただくことは可能でしょうか。	当機構及び当機構が指定する委託者（第三者）が、著作物の利用目的（美術館広報）の実現のため、広報物の掲載内容（文字情報等）を更新する可能性はありますが、更新にあたりデザイン等を大きく改変する必要がある場合には、別途、受託者と協議します。 詳細は、本業務の受託者との間で別途協議して定めることとします。
4	仕様書	4	「制作実績（ポートフォリオ等）への掲載権の確保について」 08愛知県美術館概要等制作業務仕様書「3発表用デザインコンセプトの作成」「7 その他(4)」契約書（案）「第4条」仕様書「3発表用デザインコンセプトの作成」にて2027年度の対外発表時にデザイナー名・コンセプトを公表いただく予定となっておりますが、守秘義務・目的外利用禁止条項との兼ね合いから、受託者が自社の実績として公開できる権利が明文化されていません。貴機構による対外発表（2027年度予定）以降において、受託者および担当デザイナーが、自身のポートフォリオ（自社Webサイト、作品集、提案書等）に本成果物およびデザインコンセプト等を「制作実績」として無償で掲載・公表できる権利を、特約や確認書等で認めていただくことは可能でしょうか。	本業務の受託者及び担当デザイナーが、本業務への参画を通じて創作した成果物等を「制作実績」として掲載することは問題ありません。 詳細は、本業務の受託者との間で別途協議して定めることとします。
5	仕様書	3	4 本業務全体に係る留意事項（2） 「ロゴマーク類似調査の責任範囲について」 08愛知県美術館概要等制作業務仕様書「4 本業務全体に係る留意事項 (2)」について、仕様書「4 本業務全体に係る留意事項 (2)」に「ロゴマークについて、既に公表されているものと同一または類似ではないことの確認を受託者の責任において実施すること」とありますが、弁理士による国内外の完全な商標・意匠鑑定まで求められる場合、一般的なデザイン制作費を大きく超える調査コストが発生します。 受託者が行う確認の範囲は、「特許庁のJ-PlatPat等を用いた受託者による合理的な範囲での先行商標・意匠の簡易調査」であるという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。受託者による合理的な範囲での確認で構いません。

6	仕様書	3	4 本業務全体に係る留意事項（2） 「ロゴマークの商標登録出願の方針について」 仕様書「4 本業務全体に係る留意事項 (2)について、新たなロゴマークは美術館の重要なブランド資産となるため、第三者による無断使用や権利侵害リスクを未然に防ぎ適切に権利を保護する観点から、今後、貴機構において特許庁への商標登録出願を行っていただくべきと考えております。 正式な商標権の取得は、権利者（貴機構）側が指定商品・役務（区分）を決定し弁理士等を通じて出願手続きを行う実務領域となりますが、受託者の責任範囲は前項の簡易調査にとどまり、正式な出願手続きおよび登録費用は貴機構側でご対応いただく方針という認識で相違ないでしょうか。	正式な商標権の取得についての出願手続きおよび登録費用については、お見込みのとおりです。
7	仕様書	1	3 (1)広報物のデザイン制作 「日英バイリンガル対応における翻訳費用の負担区分について」 仕様書「3 業務の内容・スケジュール (1)」について、各広報物（概要、ガイド、年間スケジュール）の仕様に「言語：日英バイリンガル」と記載があり、また「本文の文面は委託者から提供される内容を反映する」とされています。 英語の本文テキストについても日本語原稿と同様に貴機構よりご提供いただける認識でよろしいでしょうか。もし受託者側での翻訳手配が必要となる場合、その翻訳・ネイティブチェック等の経費は契約金額には含まれないという理解で相違ないでしょうか。	英語の本文テキストについては委託者から受託者へ提供予定のため、受託者側による翻訳手配は不要です。
8	仕様書	1	3 (1)広報物のデザイン制作 「印刷製本費の負担区分について」 仕様書「3 業務の内容・スケジュール (1)」の広報物制作において印刷部数の指定が記載されておりません。 本業務における納品成果物は「印刷用デザインデータ（DTPデータ・PDF等）」の納品までであり、実際の印刷・製本・納品にかかる印刷実費および印刷会社への手配は、貴機構側で行われる（契約金額には含まれない）という理解で相違ないでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	仕様書	2	3 (2)ロゴマークの作成 「シンボルマークのモチーフについて」 仕様書「3 業務の内容・スケジュール (2)」に「現在使用している愛知県美術館のロゴマークのデザイン・カラー等についても一定程度踏まえたデザインとすること」と記載されておりますが、現行シンボルマークに用いられている略称表記「apmoa」についても踏襲すべきでしょうか。 例えば、大文字表記（「APMOA」）への変更や、「AMA」「A」「a」など別の短縮表記・モチーフへ変更することは、貴機構の広報・ブランディング運用上問題ございませんでしょうか。 （現在、貴美術館の公式WebサイトURLに「https://apmoa.museum/」と「apmoa」が使用されているため、シンボルマークの表記を変更することで利用者の混乱や運用上の支障が生じないか懸念しており、デザインの許容範囲を確認させていただけますと幸いです。）	・略称表記について、2文字以上の表記とする場合はドメイン管理や英文文献等の運用を考慮し現行と同じapmoaとします。 その際、Apmoa、APMOAなど大文字小文字の表記変更は可とします。 ・「A」「a」等、1文字をモチーフとして使用することは略称表記と捉えないため可とします。
10	企画提案書の作成方法	1	（2）デザイン案 「表紙案に仕様する作品画像1点のトリミング等の可否について」 05 別紙1 企画提案書の作成方法「（２）デザイン案」企画提案書における「愛知県美術館概要」の表紙案のデザイン作成に関しまして、指定の「作品画像1点」のデザイン上の取り扱い範囲を確認させていただけますでしょうか。 表紙レイアウトの構成上、当該作品画像に対して以下のようなデザイン処理を行うことは許容されますでしょうか。 ・判型やレイアウトに合わせたトリミング（部分拡大や、紙面の端まで画像を配置する「断ち切り」等）や、作品内のモチーフのみを切り抜く加工（背景の削除・切り抜き表現等） ・作品画像の上へのタイトル文字やロゴマーク等の重ね配置（文字乗せ）もし作品の全図掲載（ノートリミング）が必須である場合や、画像上への文字重ね不可などの制約条件がございます場合は、あわせてご教示いただけますと幸いです。	・断ち切りでの使用や作品画像への若干の文字乗せは可能です。 ・当館を代表する作品画像として、基本的に全図掲載（ノートリミング）としていただきたく、背景の削除やモチーフの切り抜きは不可とします。
11	企画提案書の作成方法	1	（2）デザイン案　（5）類似業務についての実績 「複数デザイナー参画体制の可否およびプロフィール・実績の記載方法について 」 企画提案書の作成方法「（２）デザイン案」「（５） 類似業務についての実績」について「1社1提案（ロゴマークは3案まで）」の募集条件のもと、企画提案を行う際の制作体制および記載方 法について、以下を確認させていただけますでしょうか。 ・複数デザイナーによる参画体制の可否について 1社から複数のデザイナーが参画する体制（例：複数名のデザイナーがそれぞれ案を担当・制作する体制など）で提案を行うことは問題ございませんでしょうか。 ・プロフィール・実績の記載単位について 複数デザイナーの参画が可能である場合、企画提案書には本業務に参画する「各デザイナー個人のプロフィール・実績」をそれぞれ記載すべきでしょうか、それとも「会社（法人）としてのプロフィール・実績」を記載する形で問題ございませんでしょうか（あるいは双方の記載が必要でしょうか）。	・複数デザイナーによる参加は可能ですが、主幹デザイナーは実施要領４．（1）ア、イの条件をすべて満たすこととします。 ・実績については、別紙１「企画提案書の作成方法」における「（5）類似業務についての実績」があるすべての担当スタッフについて記載ください。 ・会社（法人）としてのプロフィール、実績の記載は必須ではございません。アピールポイントとして別途記載したい場合は提案者に委ねます。

12	仕様書	1	3(1)　広報物のデザイン制作 ((ア)概要・(イ)美術館ガイド・(ウ)年間スケジュール）の委託範囲は「デザイン制作（入稿データ作成）」までで、印刷・製本・納品は含まないと理解してよろしいでしょうか。 含む場合は各広報物の部数・用紙・納品場所をご教示ください。 含まない場合は入稿データの形式（PDF/X-1a等）と色校正の確認など受託者が対応する範囲をご教示ください。	・本プロポーザルの制作各広報物(概要、美術館ガイド、年間スケジュール）制作の委託範囲は「デザイン制作」までとなります。 ・入稿データの形式は（PDF/Illustrator、InDesign等）を想定しています。完全データでの入稿を予定しており、色校正の確認はご対応いただく予定です。なお、完全データの提出前にレイアウト修正や文字校正を3回程度、対応いただく予定です。
13	仕様書	1	3(1)　広報物のデザイン制作 「本文の文面は委託者から提供される内容を反映する」とありますが、日英バイリンガル表記の英文も翻訳済みの原稿をご提供いただけると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	仕様書	1	各広報物およびロゴマークについて想定されている校正（修正）の回数をご教示ください。	色校正は最大3回程度までとなります。なお、完全データの提出前にレイアウト修正や文字校正を3回程度、対応いただく予定です。
15	仕様書	1	3(1)　広報物のデザイン制作 掲載する美術作品の画像は委託者が選定されるとのことですが、画像データも委託者からご支給いただけると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
16	仕様書	1	3(1)　広報物のデザイン制作 掲載する美術作品の画像について、著作権者への掲載許諾等の権利処理は委託者側で行うものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	仕様書	1	3(1)　広報物のデザイン制作 美術館ガイドの「フロアガイド」に掲載する館内図などの図版は委託者からご支給いただけるのでしょうか。それとも受託者が作図するのでしょうか。	図版としての提供はございません。 委託者から提供する図面をもとに受託者に制作いただきます。
18	仕様書	1	3(1)　広報物のデザイン制作（エ） 「上記（ア）～（ウ）以外に、本業務の過程において発注者との協議の上必要とされたこと」について、現時点で想定されている制作物や作業があればご教示ください。	現時点では特に想定されておりません。
19	仕様書	1	3(1)　広報物のデザイン制作（エ） 仕様書3(1)(エ)により追加の作業が生じた場合は、契約金額の変更について協議いただけると理解してよろしいでしょうか。	追加の作業が生じた場合、その内容に応じて受託者と協議いたします。
20	仕様書	2	3(2)　ロゴマークの作成 「現在使用している愛知県美術館のロゴマークのデザイン・カラー等についても一定程度踏まえたデザインとすること」とあります。踏まえるべき要素（色・書体・形状など）として特に想定されているものがあればご教示ください。	別紙「愛知県美術館のビジョン等について」2（1）～（5）策定にかかるコンセプトを参照ください。
21	仕様書	2	3(2)　ロゴマークの作成 現行ロゴマークのデータ（色指定を含む）を提案時に参照用としてご提供いただけますでしょうか。	現行ロゴマークについては愛知県美術館ウェブサイト等を参照ください。色指定を含むデータの提供は予定しておりません。
22	仕様書	3	4本業務全体に係る留意事項（2） ロゴマークが既に公表されているものと同一・類似でないことの確認は、どの程度の調査を想定されていますか。J-PlatPat等の公開データベースによる調査で足りるのか、弁理士による調査を要するのかをご教示ください。	J-PlatPat等の公開データベースによる調査等、受託者による合理的な範囲での確認で構いません。
23	仕様書	3	4本業務全体に係る留意事項（2） ロゴマークの商標登録出願の手続きは委託範囲外と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
24	仕様書	2	3(2)　ロゴマークの作成 使用規定マニュアルの納品形式（PDFのみか印刷物も必要か）と、ロゴマークのデータの納品形式（ai・eps・svg・png等）をご教示ください。	・使用規定マニュアルの納品形式はPDF等データのみとします。 ・ロゴマークのデータ納品形式はai・png・JPEG・PDFを予定しておりますが、詳細については本業務の受託者との間で別途協議して定めることとします。
25	実施要領	2	4企画提案参加資格(1) 企画提案参加資格主幹デザイナーの実績要件（ア・イ）について、実績を証明する書類（契約書の写し等）の提出は必要でしょうか。	実績を証明する書類提出は必要ございません。
26	企画提案書の作成方法	1	（2）デザイン案 表紙案で使用する美術館指定の作品画像はトリミングや配置サイズを調整して使用してもよろしいでしょうか。	・断ち切りでの使用や作品画像への文字乗せは可能です。 ・当館を代表する作品画像として、基本的に全図掲載（ノートリミング）としていただきたく、背景の削除やモチーフの切り抜きは不可とします。

27	実施要領/企画提案書の作成方法	3、1	①実施要領6(1)ア（イ）には「愛知県美術館概要の表紙、裏表紙デザイン（案）」とあります。一方で別紙1の2(2)①には「愛知県美術館概要の表紙案」とあります。 裏表紙のデザイン案も提出が必要でしょうか。必要な場合は裏表紙に配置すべき要素があればご教示ください。	別紙１　企画提案の作成方法2(2)①に記載する「ロゴマーク、タイトル、作品画像1点」が配置されている場合、表紙案のみの提出で構いません。 裏表紙案の提出は必須ではありませんが、裏表紙を含めたデザイン案とする場合は裏表紙案も併せて提出ください。
28	企画提案書の作成方法	1	企画提案書のページ数に上限はないと理解してよろしいでしょうか。	企画提案書のページ数に上限はありません。
29	実施要領	3	納税証明書について、提出すべき証明書の種類（国税・地方税それぞれの名称や税目）と発行日の期限があればご教示ください。	地方税及び国税が未納でないことを証明するため、納税証明書「その３の２」（個人用）または「その３の３」（法人用）をご提出ください。発行日は3か月以内のものとします。
30	実施要領	3	弊社は東京都に所在しております。納税証明書のうち地方税については、本店所在地の自治体が発行する証明書で差し支えないでしょうか。	地方税について、本店所在地の自治体が発行する証明書で差支えありません。
31	実施要領	1	３(1)　広報物のデザイン制作 現行の美術館概要・美術館ガイド・年間スケジュールの実物またはデータを参考として拝見することは可能でしょうか。	年間スケジュールは以下のリンクからご確認いただけます。 https://apmoa.museum/assets/pdf/schedule.pdf 参考までに現行の美術館概要（資料1）、美術館ガイド（資料2)については、一部を抜粋してお示しします。